



事業者募集

市民マップへの広告掲載

平成28年3月に発行する市民マップへ広告の掲載を希望する事業主を募集します。

- 募集枠 5枠
- サイズ 縦5cm×横7.5cm以内
- 印刷予定枚数 1万3,000枚
- 配布対象 転入者・希望者
- 掲載料 1万5,000円
- 申込期限 12月11日(金)

申込方法や掲載基準など詳細は、市HPをご覧ください。

◆秘書広報課 ☎(042-460-9804)

その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

※AIU損害保険(株) 西東京支店
支店長 松本 啓介 様
(タグラグビーキット)

※日本たばこ産業(株) 東京支社
支社長 中西 健次 様
(喫煙場所付帯設備一式)

◆管財課 ☎(042-460-9812)

地域合同パトロールを実施

10月14日に秋の全国地域安全運動に伴う合同パトロールを実施しました。田無警察署・防犯協会をはじめ、市内の防犯活動団体など計31団体939人にご協力いただき、各団体一丸となって犯罪の未然防止に取り組みました。

今後も皆さんの力で安全・安心なまちをつくっていきましょう。

◆危機管理室 ☎(042-438-4010)

西東京市コスモス商品券 (消費喚起・生活支援商品券) 有効期限間近

□有効期限 12月31日(木)

期限を過ぎると利用できなくなります。利用可能店舗は、電話で☎へ、または専用HP <http://www.nishitokyos-cosmos.net> でご確認ください。

☎西東京商工会
(☎042-461-4573)

◆産業振興課 ☎(☎042-438-4041)

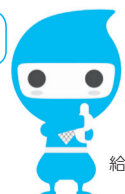
◆子育て支援課 ☎(☎042-460-9841)

締切間近！ 臨時福祉給付金の申請をお忘れなく！

□申請期限 12月28日(月)(消印有効)
期限内に申請が行われなかったときは、給付金を受け取れませんのでご注意ください。

◆臨時福祉給付金担当 ☎(☎042-497-4976)

確認じゃ！



給付金キャラクター カクニンジャ

傍聴 審議会など

■子ども読書活動推進計画策定懇談会

時 12月9日(水)午後2時～4時

場 イングビル

内 子ども読書活動推進計画策定事業

定 5人

◆中央図書館
(☎042-465-0823)

■国民健康保険運営協議会

時 12月15日(火)午後7時

場 田無庁舎4階

内 平成28年度国民健康保険料のあり方^{ほか}

定 5人

◆保険年金課 ☎(☎042-460-9821)

■消防委員会

時 12月17日(休)午後4時

場 防災センター

内 歳末特別警戒に係る巡視^{ほか}

定 5人

◆危機管理室 ☎(☎042-438-4010)

■使用料等審議会

時 12月18日(金)午後3時

場 田無庁舎3階

内 使用料・手数料の適正化^{ほか}

定 5人

◆企画政策課 ☎(☎042-460-9800)

■合築複合化基本プラン策定懇談会

時 12月18日(金)午後6時～8時

場 田無庁舎4階

内 ワークショップ

定 10人

◆文化振興課 ☎(☎042-438-4040)

「広告付電柱看板に関する協定」を締結

11月1日に、東電タウンプランニング(株)と、市内における地域貢献型広告(電柱広告)の協定を締結しました。この協定は、電柱広告のスペースの一部を利用し、地域に必要な防災・防犯・公共施設などの幅広い案内をすることを目的とします。

<例>



避難場所

◆危機管理室 ☎(☎042-438-4010)

TOKYO交通安全キャンペーン

12月1日(火)～7日(月)

スローガン
やさしさが走るこの街 この道路

交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、年末期における交通事故防止および渋滞の防止を図ることを目的としています。

◆道路管理課 ☎(☎042-438-4055)

重点1 子どもと高齢者の交通事故防止

区内では小学生の飛び出しによる交通事故死亡事故が発生しています。また、高齢者(65歳以上)の交通事故死者数は年齢層別で最多となっています。

- 信号を守る・横断歩道を渡るなど、基本的な交通ルールを守る
- 自宅付近の慣れた道でも油断せず、左右の安全を確認して横断するなど、ほかの交通に注意する

重点2 自転車の安全利用の推進

自転車のルール違反(信号無視・一時不停止^{など})による死亡事故が発生しています。

- 自転車安全利用五則(※)を実践する
- 夕暮れ時には、早めにライトを点灯し、自転車が近づいていることをほかの車両や歩行者などに知らせる

重点3 飲酒運転の根絶

飲酒運転は悪質な犯罪です。

- 絶対に「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない」
- 運転する人に酒を勧め、飲酒している人に車を貸す、飲酒運転の車に同乗するなどの犯罪行為も絶対禁止

※自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点では、一時停止・安全確認・信号順守
- ⑤子どもはヘルメットを着用

※自転車が歩道を通行できるのは

- “歩道通行可”の標識があるとき
- 運転者が13歳未満、70歳以上の高齢者、体が不自由な方のとき
- やむを得ない交通状況のとき
- ※歩道は歩行者優先

※自転車の保険

自転車も交通事故を起こせば刑事

重点4 二輪車の交通事故防止

区内の二輪車の交通事故死亡者数は、全死亡者に占める割合が高く、区内の交通事故の特徴となっています。

- 重大事故の原因となる速度超過、無理な追い越し・割り込みをしない
- 二輪車の性能や自己の運転技能を過信せず、カーブの手前では十分に減速するなど、安全運転を心掛ける

重点5 違法駐車対策の推進

違法駐車は、交通渋滞の発生源となるばかりか、交通事故の原因にもなっています。また、年末は特に物流車両が増えるため、交通渋滞の発生が懸念されています。

□ハイパースムーズ作戦

都内の渋滞解消へ向け、次の項目へのご理解と実践をお願いします。一人一人の心掛けで渋滞を減らしましょう。

- 違法駐車は絶対にしない
- 短時間の駐車でも必ずパーキングメーターや駐車場のご利用を
- 車通勤や買い物は控え、公共交通機関のご利用を
- 積み下ろしは、荷さばきが可能な駐車場などのご利用を

上・民事上の責任が問われます。次のような保険で万が一に備えましょう。

- TSマーク
自転車安全整備士(TSマーク取り扱い自転車店)が点検・整備し、安全と認められた普通自転車に貼られるマーク。賠償責任保険・傷害保険付き(付帯保険)
- 個人賠償責任保険
人にけがをさせてしまったとき、物を壊してしまったときなどに損害賠償金などが支払われる保険(問い合わせ先：損害保険会社^{など})

※反射材の有効性

反射材は、車のライトなどが当たると光を反射し、大変目立ちます。反射材を身に付けて自分の存在を知らせることは、夕暮れ時から夜間における交通事故防止に効果的です。

大気のダイオキシン類による汚染の状況調査結果の中間報告 (平成27年度実施)

市では大気環境中のダイオキシン類の環境基準の達成状況を調査するため、夏と冬に1週間ずつ測定を行っています。8月19日～26日に行った夏の調査結果は次のとおりです。

(単位：ピコグラム-TEQ/m³)

調査地点	毒性等量
下保谷児童センター	0.017
保谷庁舎	0.021
田無庁舎	0.017
(参考)環境基準	0.6以下

□調査方法 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(環境省編)に基づいた1週間連続測定法
※環境基準は年平均0.6ピコグラム-TEQ/m³以下ですが、調査結果を環境基準と比較するため夏と冬の結果を平均します。

冬の調査も合わせた年間調査結果は改めて市報でお知らせする予定です。

◆環境保全課
(☎042-438-4042)